

## 高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例

平成17年11月1日

条例第117号

私たちの高岡市は、豊かな自然と優れた文化資産に恵まれた歴史と伝統と風格を備えたまちである。そこには、そのなかで生活し、働く人々によって形成され、守られてきたかけがえのない生活環境がある。

これらの貴重な財産を、守り、創造し、将来に継承していくことは、先人からこのまちを受け継いだ高岡市に生活し、働き、集うすべての人々の責務である。

ここに、私たち高岡市民は次に掲げる基本理念のもと、総力を挙げて、市民の手による美しいまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

「美しいまちは市民みんなの財産」

豊かな自然と優れた歴史的文化的文化資産に恵まれ、市民の日々の生活や産業の場である美しい高岡のまちは、先人から私たちに伝えられた貴重な財産であり、私たちは、このような高岡に住んでいることへの感謝の気持ちと美しいまちを愛する心を育てていかなければならない。

「美しいまちは市民みんなで作る」

私たち市民が誇るこの美しいまちを、市民、事業者、行政が協働して、ごみを捨てない、汚さない、落書きしないことなどの美化運動を推進し、実践し、みんなで守り、創造していかなければならない。

「美しいまちを将来に継承」

私たちは、市民みんなで次代を担う青年や子供たちに、この美しいまちを守り、創造していくことの大事さを語りかけ、将来に継承していかなければならない。

(目的)

第1条 この条例は、市民自らの手によるまちの良好な生活環境の保全と美化を推進するため、前文に掲げる基本理念に基づき、市、市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者の責務を明らかにするとともに、まちの良好な生活環境の保全と美化を損なわないようにするための努力と損なう行為の禁止等及び市民の自発的活動の促進について必要な事項を定めることにより、市民の参加と協働による清潔で住み良いまちの創造を目指し、もって潤いと魅力にあふれる快適環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民の手による美しいまちづくり 市、市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者が相互に協力し、及び連携することにより、一体となっていくまちの良好な生活環境の保全及び美化をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、又は滞在し、若しくは通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を営む者(次号に掲げる者を除く。)をいう。
- (4) 公共的団体等 市内で事業又は活動を行う公共的団体、公益団体その他市民又は事業者の団体をいう。

- (5) 土地等管理者 市内に存する土地及び建物その他の工作物(以下「土地等」という。)を管理する者をいう。
- (6) 空き缶、吸い殻等 缶、びんその他の飲料、食品等の容器及びたばこの吸い殻、ガムの噛みかす、紙くずその他これらに類する物をいう。
- (7) 公共の場所 道路、公園、広場、海岸、河川その他不特定多数の者が利用し、又は出入りできる場所をいう。
- (8) 毀損行為 建物、施設、備品、造形作品、工作物及び立木等に損傷を与える目的でなす行為をいう。
- (9) 落書き 土地等管理者の意に反してペイント、墨、油性フェルトペン等により文字、図形、模様等にかくことをいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、市民の手による美しいまちづくりに関する総合的な施策(以下「美しいまちづくり施策」という。)を計画的に実施するものとする。

- 2 市は、美しいまちづくり施策の実施に際し、市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者に対し協力を要請するものとする。この場合において、市は、美しいまちづくり施策に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。
- 3 市は、市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者が行うまちの良好な生活環境の保全及び美化を推進するための自発的な活動(以下「市民美化活動」という。)に対する支援並びに関係機関等との連携及び調整に努めるものとする。

#### (市民等の責務)

第4条 市民等は、美しいまちづくり施策に協力するとともに、連携して意識の高揚を図り、その居住する地域において行われる市民美化活動に協力するように努めるものとする。

- 2 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶、吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に収納するように努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、美しいまちづくり施策に協力するとともに、事業所、その周辺その他事業活動を行う地域における市民美化活動の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、その業務に従事する者に対し、市民の手による美しいまちづくりに関する意識の啓発に努めるものとする。

#### (公共的団体等の責務)

第6条 公共的団体等は、美しいまちづくり施策に協力するとともに、その事業又は活動を行う地域における市民美化活動の推進に努めるものとする。

- 2 公共的団体等は、その事業又は活動に参加する者に対し、市民の手による美しいまちづくりに関する意識の啓発に努めるものとする。

#### (犬の飼い主の責務)

第7条 犬の飼い主(飼養管理者を含む。)は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、ふんによ

る害を防止するため、次の事項を遵守するよう努めるものとする。

- (1) 飼い犬を綱、鎖等につなぐことを原則とし、これを制御できる者が運動させること。
- (2) 飼い犬のふんを処理するための用具を携帯し、これを適正に処理すること。

(禁止行為)

第8条 何人も、みだりに空き缶、吸い殻等を捨ててはならない。

- 2 何人も、みだりに公共の場所で毀損行為及び落書きをしてはならない。
- 3 犬の飼い主は、みだりに公共の場所に飼い犬のふんを放置してはならない。

(容器入り飲料等を販売する者の措置義務等)

第9条 容器入りの飲料及び食品を販売する者(自動販売機の設置者を含む。以下この条において同じ。)は、その消費者に対し、市民の手による美しいまちづくりに関する意識の啓発に努めなければならない。

- 2 容器入りの飲料及び食品を販売する者は、販売する場所(自動販売機の設置場所を含む。次項において同じ。)に空き缶、空きびん、空き箱、空き袋等を回収する容器を設置し、及び管理する等これらの散乱を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 容器入りの飲料及び食料を販売する者は、販売する場所が空き缶、空きびん、空き箱、空き袋等の散乱している状態にあるときは、これを解消しなければならない。

(土地等管理者の措置義務等)

第10条 土地等管理者は、その管理する土地等が周辺の良い生活環境の保全と美化に支障を及ぼすものとして次に掲げる状態となることを防止する措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 空き缶、吸い殻等が散乱している状態
- (2) 毀損行為又は落書きによる損傷又は汚損が著しい状態
- (3) 雑草等が無秩序に繁茂している状態
- 2 土地等管理者は、その管理する土地等が前項第1号及び第2号に規定する状態にあるときは、これを解消するよう努めなければならない。
- 3 土地等管理者は、その管理する土地等が第1項第3号に規定する状態にあるときは、これを解消しなければならない。

(立入調査等)

第11条 市長は、前3条の規定の施行に関し必要と認めるときは、市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者に対し、職員をして事情を聴取し、又は現地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を提示し、調査の趣旨を説明しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境美化重点地区の指定)

第12条 市長は、美しいまちづくり施策を効果的に推進する必要があると認められる地区を環境美化重点地区として指定することができる。

2 市長は、環境美化重点地区を指定し、又は解除しようとするときは、美しいまちづくり高岡市民連絡会議の意見を聴かななければならない。

3 市長は、環境美化重点地区を指定し、又は解除したときは、その旨を告示するものとする。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、次に掲げる者に対し、必要な指導を行うことができる。

(1) 第9条第2項に規定する措置を講じない者

(2) 第10条第1項及び第2項に規定する措置を講じない土地等管理者

2 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第8条の規定に違反した者

(2) 第9条第3項の規定に違反した者

(3) 第10条第3項の規定に違反した土地等管理者

(命令)

第14条 市長は、前条第2項の規定に基づく勧告(第8条第1項及び第10条第3項の規定に違反したことによる勧告にあっては、環境美化重点地区におけるものに限る。)を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第15条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 前項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

(1) 命令を受けた者の住所及び氏名

(2) 命令の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、相手方に弁明の機会を与えなければならない。

(市民連絡会議)

第16条 美しいまちづくり施策及び市民美化活動を相互に調整し、市民の手による美しいまちづくりを効果的に実施するため、美しいまちづくり高岡市民連絡会議(以下「市民連絡会議」という。)を設置する。

2 市民連絡会議の組織及び運営等に関する事項は、規則で定める。

(推進員)

第17条 地域における市民美化活動を積極的に推進するため、高岡市美しいまちづくり推

進員(以下「推進員」という。)を置く。

- 2 推進員は、高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成17年高岡市条例第127号)第10条の規定に基づき委嘱される廃棄物減量等推進員をもって充てる。
- 3 推進員は、地域の市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者に対し、美しいまちづくり施策の趣旨等を周知するとともに、地域における市民美化活動に取り組むものとする。

#### (環境美化協定)

- 第18条 市は、計画的な市民美化活動を促進するため、市内の一定の区域で市民美化活動を実践する事業者及び公共的団体等と協議し、当該一定区域における市民美化活動を継続的に推進する旨の協定(以下「環境美化協定」という。)を締結するものとする。この場合において、環境美化協定の対象とする区域は、公共の場所を含む区域とする。
- 2 市と環境美化協定を締結した事業者及び公共的団体等は、市民の手による美しいまちづくりに関し、市に意見を述べるができる。

#### (環境美化ボランティア)

- 第19条 市は、公共の場所等における清掃、空き缶、吸い殻等の回収、草刈り等の作業に無償で協力することを希望する者を環境美化ボランティアに登録するものとする。
- 2 市長は、環境美化ボランティアに対して前項に規定する作業に関する情報を提供し、協力を要請するものとする。
  - 3 環境美化ボランティアは、美しいまちづくり施策に積極的に協力するとともに、自らの実践活動等を通じ、市民全体の環境美化意識の向上に寄与するものとする。

#### (環境美化の日)

- 第20条 市長は、市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者の環境美化意識の向上を図り、市民美化活動を積極的に推進するため、環境美化の日を設けることができる。

#### (市民美化活動への支援等)

- 第21条 市は、市民連絡会議、推進員、環境美化協定を締結した事業者及び公共的団体等並びに環境美化ボランティアに対し市民美化活動に必要な情報を提供するとともに、清掃用具その他市民美化活動に必要なものを貸与することができる。
- 2 家庭、学校、事業所、地域社会等は、次代を担う青年や子供たちにこの美しいまちを守り、創造していくことの大事さの啓発に努めなければならない。

#### (調査及び評価)

- 第22条 市は、環境美化重点地区において、その現況等の調査を行うとともに、当該地区の生活環境の保全及び美化の評価を行うものとする。
- 2 市は、前項の調査及び評価の結果を、公表しなければならない。

#### (顕彰)

- 第23条 市長は、市民美化活動に著しく貢献した者を表彰することができる。

(市の財政的措置)

第24条 市は、市民の手による美しいまちづくりに必要な財政上の措置に努めるものとする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例(平成15年高岡市条例第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日から平成18年3月31日までの間、合併前の福岡町の区域においては、第17条の規定は適用しない。